ASEAN の非関税措置

石川 幸一 Koichi Ishikawa 亜細亜大学アジア研究所 教授 (財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- ・非関税措置(NTM)は、関税措置以外の貿易障壁となる措置であり、極めて広範囲である。代表的なNTM は数量制限であるが、輸入許可、規格、検疫、内国税、ローカル・コンテント規制など多種多様であり、ASEANが採用している UNCTAD の分類では68 措置がNTM としてあげられている。
- ・ASEAN は、NTM の削減に取り組んでおり、非関税措置のデータベース が作成されている。2007 年 11 月に採択された ASEAN 経済共同体ブル ープリントでは、非関税障壁の撤廃を ASEAN5 は 2010 年、フィリピン は 2012 年、CLMV は 2015 年(一部 2018 年)に行うとしている。非関 税障壁撤廃のための行動計画は作られているが、NTM の撤廃はあまり 進んでいない。関税換算などの推計によると NTM の影響は大きく、撤 廃は実効ある FTA を実現するために重要である。
- ・NTM のデータベースによると、ASEAN では合計 5872 品目にNTM が課されている。品目別には、動物・同製品、植物・同製品、食料品、化学品などに多い。データベースの分類は HS4 桁によるが、品目によっては HS2 桁分類であり、HS6 桁あるいは 9 桁で掲載している国もあるため、単純な比較は出来ない。ミャンマーは全品目が輸出実績に応じた割当の対象であり、フィリピンは政府機関の輸入はフィリピン船籍の船での輸入が義務付けられているなど、品目数の正確な計算は不可能である。

1. 非関税措置とは何か

非関税措置(以下、NTM)は文字 通り関税以外の貿易障壁となる措置 である。しばしば引用されるボール ドウィンの定義は、「国際的に取引さ れる財とサービス、あるいはそれら の財、サービスの生産に充当される 資源が潜在的な世界の実質所得を減 少させるような方法で配分されるこ とを引き起こす措置」を「非関税歪 曲 (措置)」というものである 1 。こ の定義は具体的な措置を明示してい ないが、極めて広範囲で多種多様な 措置が含まれることを示している。 そのため、NTM は「何であるか」で はなく「何でないか」によって定義 が可能となるとも言われている²。

代表的な非関税措置は数量制限である。GATT は、第 11 条で数量制限を一般的に禁止している。ただし、例外として、国際収支の擁護 (12 条)、特定の産品に関する緊急措置 (19 条)、一般的例外 (公徳、生命・健康の保護など)、国内生産農水産品の生産を制限する目的 (11 条 2c) が規定されている。GATT の第 3 条は、内国税、内国課徴金、内国の数量規制

を国内製品に保護を与えるように適 用することを禁止している。

規格・基準やラベル、包装については、貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)、検疫については衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)があり、貿易に対する不必要な障害をもたらさないようにし (TBT 協定)、貿易に対する悪影響を最小限にする (SPS 協定)ために規律を定めている

ASEAN は、UNCTAD の分類を採 用している。UNCTAD の貿易管理措 置分類 (Coding System of Trade Control Measures: TCMCS) では、準 関税措置(内国税、課徴金など4措 置)、価格管理措置(可変課徴金、ア ンチ・ダンピング措置、相殺措置な ど11措置)、金融措置(前払い要求 など9措置)、自動ライセンス措置(2 措置)、品質管理措置(割当、非自動 ライセンス、ローカル・コンテント 規制、禁止など28措置)、独占的措 置(2措置)、技術的措置(技術規格、 検査・検疫など12措置)の68措置 を指定している。TCMCS には、政 府調達、原産地規則などは含まれて いない。

組み

(1) 障壁撤廃への措置は策定

ASEAN では、AFTA が完成段階に近 づき自由貿易実現のための措置の重点 は非関税障壁の撤廃に移りつつある。

ASEAN は、1987 年に経済大臣が 加盟国に域内貿易の非関税障壁の 「スタンドスティル(現状より障壁 を増加させない)とロールバック(協 定の規定と整合性のない全ての貿易 制限的な的措置を合意された期限内

2. ASEAN の非関税措置への取り に廃止するか整合性を確保させる)」 を要求する協定に調印している⁴。

> 1992 年に締結された AFTA のため の共通効果特恵関税協定 (CEPT 協 定)では、第5条で特恵税率を享受 する品目について全ての数量制限を 撤廃することとその他の非関税障壁 を特恵享受後5年以内に段階的に撤 廃することが規定されている。1995 年の首脳会議では、全ての数量制限 を除去することと非関税障壁の撤廃 を1996年1月1日に開始することを 指示した。

非関税障壁撤廃と原産地規則の戦略スケジュール 表 1

	2008-2009	2010-2011	2012-2013	2014-2015
非関税障壁撤廃	・スタンドスティルと	→	→	→
	ロールバック約束			
	の実行			
	・通知手続きと監	→	→	→
	視メカニズム議定			
	書による透明性向			
	上			
		•非関税障壁撤廃	•非関税障壁撤廃	•非関税障壁撤廃
		(ASEAN5,2010)	(フィリピン、2012)	(CLMV2015)若干
				のセンシティブ品
				目は2018年

(出所) ASEAN 経済共同体ブループリント

ASEAN 共同体創設のための行動 計画である 2004 年のビエンチャン 行動計画では、非関税措置のデータ ベースの作成、撤廃のスケジュール 作成が決定された。同年に調印され た「優先分野の統合のための枠組み 協定」では、①非関税措置のデータ ベースを 2004 年 6 月までに作成、② 貿易障壁となっている非関税措置を 明示、③撤廃プログラムを 2005 年 12 月末までの策定、④輸入許可手続 きに関する WTO 協定を採択、が決 められている。同協定実施のための ロードマップでも非関税措置撤廃に 向けての行動計画とスケジュールが 示されている。

2007年11月に採択されたASEAN 経済共同体ブループリントでは、非関税障壁の撤廃について、ASEAN5は2010年、フィリピンは2012年、CLMVは2015年(一部2018年)に撤廃するとしている。(非関税障壁)通知議定書の遵守による透明性の向上と効果的な監視メカニズムの設立を行い、スタンドスティルとロールバックの約束を遵守するとしている。このように、非関税障壁撤廃のための合意や協定は作られ、行動計画

は概ね実施されている。非関税措置 データベースは作成されており、貿 易障壁となる措置を確定する明確な 範疇は定められている。2015年まで の撤廃スケジュールも作られており、 WTO の貿易の技術的障害に関する 協定、衛生植物検疫協定、輸入ライ センス手続き協定は採択され、実施 ガイドラインが作られている。ただ し、肝心の障壁の撤廃はあまり進ん でいない。ASEAN の事務局長だっ たセベリーノは、「1995年の指示か ら 11 年、AFTA 協定から 14 年、1987 年の決定から19年経過したが、非関 税障壁を解体する集団的なプロセス は始まっていない」と書いている5。

(2) ASEAN の NTM の分類

ASEAN は、UNCTAD の分類 (TCMCS)を採用し、次のように 5 つに分類している(カッコ内は分類 番号) 6 。

- ① 準関税措置 (Para-tariff measures)
- 関税課徵金(2100)、付加的課徵
 金(2200)、内国税・課徵金(2300)、
 行政関税評価(decreed2400)
- ② 価格管理措置 (Price control measures)

- 行政的輸入価格決定(3100)、自 主的輸出価格制限(3200)、可変 課徵金(3300)
- ③ 金融措置 (Finance measures)
- 前払い要求(4100)、輸入前デポジット要求(4110)、外貨デポジット要求(4120)、関税前払い要求(4130)、センシティブ品目についての還付可能なデポジット要求(4170)、決済条件に関する規制(4500)、
- ④ 独占的措置 (Monopolistic measures)
- 輸入単一チャネル (7100)、強制 的国営サービス (7200)
- ⑤ 技術的措置 (Technical Measures)
- 技術規格(8100)、製品特定要求 (8110)、マーク要求(8120)、 ラベリング要求(8130)、パッケージ要求(8140)、試験・検査・ 検疫要求(8150)、船積み前検査 (8200)、特殊関税手続き(8300)

TCMCS では、他に次の 2 つの措置が含まれており、ASEAN の NTMデータベースにも含まれている。

- ① 自動ライセンス措置 (Automatic licensing measures)
- 自動ライセンス(5100)

- ② 品質管理措置 (Quality control measures)
- ・ 非自動ライセンス (6100)、事前 基準なしのライセンス (6110)、 事前承認 (6170)、輸入割当 (6210)、輸出実績に応じた割当 (6240)、禁止 (6300)、全面禁 止 (6310)

品質管理措置には、国産品購入

(6141)、ローカル・コンテント要求 (6142) などが含まれているが、 ASEANのNTMデータベースには含まれていない。また、関税割当(1400) がタイのデータベースに NTM として挙げられているが、これは関税措置であり、TCMCS でも関税措置 (Tariff measures) となっている。 2005年の第19回 AFTA 協議会で

2005 年の第 19 回 AFTA 協議会で 不公正で不必要な NTM の 3 つの範 疇が次のように決定された ⁷。

- ① 赤の NTM: 透明性がなく、適用において差別的であり、科学的な根拠がなく、より制限的でない代替措置がある NTM は直ちに撤廃する必要がある。
- ② 黄色の NTM: 透明性があり、当 該国の利益あるいは義務を無にし、 あるいは損なうような適用において

差別的でなく、地域の重要な貿易品 あるいは9つの優先統合品目に影響 を与え、明白に正当化あるいは障壁 として特定できない NTM は交渉の 対象となる。

③ 緑のNTM:透明性があり、適用において差別的でなく、代替措置がなく、科学的根拠があり、公衆の健康、宗教的あるいは国家安全保障上の理由により課され、植物衛生検疫や環境規制のようなWTOに整合的で合理的なNTMは正当化され維持できる。

NTMの撤廃に向けての行動計画は 策定され実施に移されているが、 NTMの撤廃状況は明らかにされてい ない。また、NTMのデータベースは 作られているが、各国の提出した表 には3つの範疇は明示されていない。

(3) NTM の影響分析

NTM の分析は、頻度の分析と関税に換算した影響の分析が行われている。頻度分析は、NTM が行われている品目の比率をみるものであり、国別、産業別に NTM の動向を把握できる。Dios(2007)は、2006 年のASEAN 各国の優先統合 9 分野にお

ける NTM の頻度分析の結果を次の ようにまとめている⁸。

水産品、農産品(加工品を含む)、 自動車、ICT(情報通信技術)は非 自動ライセンスと技術規制が多い。 エレクトロニクスは非自動ライセン ス、禁止、技術規制が課されている。 ヘルスケアは、非自動ライセンス、 禁止、ラベリング、試験・検査など 多くの NTM の対象となっている。 木製品と繊維・アパレルは、NTM が 広範に採用されてはいないが、影響 が小さい訳ではない。国別に見ると、 インドネシアが全分野で最も多く NTM を採用している。

Dios (2007) は、NTM の影響の価格差モデルによる数量分析を紹介している⁹。それによると、NTM の影響は農産品で特に大きい。Dean (2006) の分析では、ASEAN5 カ国で果実と野菜では NTM による価格上昇は 73%から 205%、牛肉では82%から 109%となっている。Kee、Nicita and Olarreaga (2006) による従価税換算では、対象国名は紹介されていないが高い例として、木製品50.6%、ゴム製品39.6%、ヘルスケア33.6%、繊維31.3%、アパレル

の影響は大きく、その撤廃が重要な 課題であることが理解できる。

3. ASEAN 各国の NTM

ASEAN は、NTM データベースを 作成しており、事務局の URL から見 ることができる。このデータベース は、各国の通知によるものである。 分類は、UNCTAD の分類(TCMCS) を援用している。

各国の報告したリストを単純に合 計すると 5872 品目 (HS4 桁) となる

12.6%、電気機械 32.5%などとなっ (図表 3)。ただし、これら全てが不 ている 10 。こうした推計から、NTM 合理なものではないし、国により分 類や計算方法が異なっている。また、 ミャンマーは全品目が輸出実績に応 じた輸入割当の対象となっており、 フィリピンは政府機関の輸入はフィ リピン船籍の船での輸入が義務付け られているが、これらは合計に含ま れていない。ローカル・コンテント 要求はデータベースに含まれていな いが、マレーシアでは自動車政策の 一環として地場調達比率を内国税環 付の条件としている。従って、品目 数の正確な計算は不可能であるし、 国別の単純な比較はすべきではない。

表 2 2007年の非関税障壁報告数

(単位:品目)

ブルネイ	1108	タイ	134
インドネシア	1884	カンボジア	99
マレーシア	1017	ラオス	199
フィリピン	309	ミャンマー	101
シンガポール	557	ベトナム	464

(注) HS4 桁の品目数だが国により分類・計算が異なっており、単純比較はできない (出所) ASEAN 事務局 非関税障壁データベース

また、特定加工工程を行う場合や特定成分を含む場合に検査や輸入禁止、制限を行う事例も多い。一つの品目に複数のNTM(検査とライセンスなど)が課されることも普通である。従って、各国の通知したNTMの数は正確なものではないことに留意が必要である。

各国政府の通知に基づいたものであり、民間企業が貿易で直面している NTM はさらに多い可能性もある。また、TCMCS で NTM としているローカル・コンテント要求は含まれていない。ローカル・コンテント要求は、貿易投資関連投資措置協定(TRIMs)の発効により撤廃しなければならないが、マレーシアでは自動車政策の一環として地場調達比率を内国税還付の条件としている。

(1) インドネシア

インドネシアの NTM は、調整食料品、飲料など(第4部)が最も多い(表3)。ラベリング、技術的措置と非自動ライセンスが主な NTM であり、技術的措置は強制規格が多く、任意品質規格が続いている。付加的課税は税率 20%から 35%の奢侈品

税である。

物品税はアルコール飲料に賦課されており税率は80%である。ラベリングはインドネシア語(一部英語が認められる)で行わねばならない。 缶およびびん詰め飲料は奢侈品税が課される。一部の飲料は登録輸入業者のみが輸入できるなどの様々な措置が適用されている。

化学品は輸入禁止が多い。主なものはモントリオール議定書未加盟国からのフロン類の輸入禁止とカセット、ビデオ、フィルムである。薬品はライセンス、強制規格。

ラベリングの対象となっている。 非関税措置の中で最も多いのは、技 術的措置(強制規格、任意規格)で あり、輸入ライセンスが続いている。 単一輸入チャネルは、国営商社(食 品)、プルタミナ(石油製品)、国営 商社(化学品)など国営企業による 輸入である。また、ライセンス輸入 業者の輸入には CIF 価額の 2.5%の 所得税、その他の輸入業者には同じ く7.5%の所得税が賦課される。

なお、日本機械輸出組合が事務局 となり作成している「各国・地域の 貿易・投資上の問題点と要望(2006 輸入登録許可、通関手続きの煩雑・変更されている可能性がある。

年版)」(以下、日機輸資料)による 遅延が指摘されている □。これらの と、一部中古機械の輸入禁止、鋼材 措置は 2006 年時点での措置であり、

表3 インドネシアの NTM

	付加的	物品税	非自動	自動ラ	輸入割	禁止	船積み	単一輸	技術的	ラベリン	検査	計	
	課税課		ライセ	イセン	当		前検査	入チャ	措置	グ、マー			
	徴金		ンス	ス				ネル		久包			
										装など			
動物•同製品						1			19	1		2	23
植物・同製品			1	5			1	1	10			3	21
調整食料品	13	7	32	1	1			4	40	43			141
など	13	,	32	ļ	'			4	40	43			141
鉱物性生産			•					•					_
品			2		1			2					5
化学工業品			7		1	24		3	5	3		1	44
プラスチック・													_
ゴム			1			1							2
木材·木製品									1				1
紙・パルプ						4							4
繊維・同製品				37		1							38
履物など				5									5
卑金属·同製													
品			3										3
一般機械			3	7		1	1						12
電気機械			2	6		3	1						12
輸送機械	4		11						4				19
光学機器				1									1
雑製品				3									3
その他	1												1
計	18	7	62	65	3	35	3	10	79	47		6	335

⁽注)政府の通知では複数の NTM が課されている品目や関税分類の桁数が品目により相違 するなどの問題があるため再計算している。そのため、表2の政府の通知した NTM 数とは全く異なる(以下同じ)

⁽出所) ASEAN 事務局非関税障壁データベース (以下同じ)

(2) マレーシア

マレーシア政府が提出したデータ しており、最も詳細なリストとなっ ている。リストは管轄省庁別に整理 されており、国際貿易産業省のほか に、農業・アグロ産業省、SIRIM、 通信マルチメディア委員会、外務省、 品は、毒物法による規制 (ライセン

警察、環境局、保健省、財務省、住 宅地方政府省、エネルギー委員会、 ベースは、HS2 桁、4 桁、9 桁が混在 プランテーション産業商品省、建設 産業発展局などが列挙されている。 HS4 桁で整理した表によると、化学 品が最も多く、動物・同製品、調整 食品などが続いている(表4)。化学

表 4 マレーシアの NTM

	ライセンス	禁止	全面	京禁止 単一	一輸入チ	許可証明書	技術的措置	計
				ヤオ	ベル			
動物·同製品	53			2		9	1	65
植物·同製品	13					14		27
油脂	2				1	18		21
調整食料品など	54					7	1	62
鉱物性生産品	30					2		32
化学工業品	84		1			8		93
プラスチック・ゴム	18		1			1		20
木材·木製品	21							21
紙・パルプ	3							3
繊維•同製品	10							10
石・ガラスなど	3					4		7
貴石・貴金属など	1					4		5
卑金属•同製品	36						1	37
一般機械	12					6		18
電気機械	17					20		37
輸送機械	11							11
光学機器	2							2
雑製品	3			1		3		7
武器·美術品	1			1				2
その他				4				4
計	374		2	8	1	96	3	484

ス)、フロン類に対する規制、農薬法による規制(登録証明)、アスベストなど環境汚染化学物資への規制(ライセンス)、爆発物への規制(ライセンス)などが主な措置である。動物・同製品では、動物の肉、魚、ミルク・同製品がライセンスや登録証明などの措置の対象となっている。

機械類は、HS6 桁あるいは9 桁で みると品目数が多い。たとえば、乗 用車は33 品目、オートバイは32 品 目が国際貿易産業省からライセンス を取得せねばならない。

措置では、ライセンスが最も多い。 非自動ライセンスと自動ライセンス が必ずしも明確に分かれていない品 目が多いのでライセンスとしてある。

日機輸資料によると、一定割合の国 内調達率の達成、輸入禁止(丸棒)、 輸入許可制度(カラー複写機、鋼材な ど)、完成車の輸入数量制限、輸入通 関手続きの煩雑・遅延、ラベル表示義 務(化粧品)などが指摘されている。

(3) フィリピンの NTM

動物・同製品、卑金属・同製品が 17で最も多く、次に調整食品などと なっている(表 5)。動物・同製品で は、生きた動物の輸入許可発給に 100 ペソが徴収されており、肉の輸 入は適格・登録輸入業者に輸入割当 が行われている。また、豚肉の輸入 は検査と検疫が必要である。卑金 属・同製品は、強制規格の対象とな っている品目が多い。調整肉製品は 検査の検疫対象となっている。措置 別には、検査(検疫を含む)が最も 多い。次に多いのは付加的課徴金で あり、動物と食品の輸入の際に課徴 金が課されている。

全品目を対象とした次のような措置が導入されている。①フィリピン政府機関の輸入および政府の貸付、信用による輸入はフィリピン船籍の船により運送しなければならない。②還付請求の手続き料金、税関検査部門での検査サービス料などの各種手数料が課される。③家庭用機器はフィリピンの国家強制規格に従った現地検査が必要、④投資委員会(BOI)登録企業が資本機器を輸入するに当たり免税特典を利用するための証明書発給には1500ペソの手数料が必要。

日機輸資料によると、輸入制限(カラー複写機、中古タイヤ、爆発物用

の化学品など 17 品目)、証明書の領 事による裏書(化粧品)などが指摘 されている。

(4) シンガポール

シンガポールの NTM は、電気機 械が最も多く、動物・同製品、植物・ 同製品、化学品の順となっている(表 6)。電気機械では、テレビ、電子レ ンジ、ビデオ、冷蔵庫など家電製品 は規格を満たし、安全マークを付さ 続いてラベリングとなっている。

ねばならない(技術的措置)。レコー ドの輸入はライセンスが必要である。 動物および植物とこれらの製品の輸 入はライセンスが必要である。3年 以上使用した中古車の輸入は禁止さ れている。自動車と二輪車の輸入は 物品税が課されるとともに、自動車 は EC の排出ガス規制基準を満たし ていなければならない。

最も多い措置は、自動ライセンス、

表5 フィリピンの NTM

	付加的課	非自動ラ	輸入割当	禁止	単一輸入	技術的	検査	計
	税課徴金	イセンス			チャネル	措置		
動物•同製品	8		5				4	17
植物・同製品		2	. 4					6
調整食料品など	5		3				4	12
鉱物性生産品							1	1
セメントなど							1	1
貴石・貴金属など					9			9
卑金属·同製品						11	6	17
一般機械								
電気機械		1				1	1	3
輸送機械		1						1
その他	2				1		1	4
計	15	4	12		9 1	12	18	71

表 6 シンガポールの NTM

	物品税	非自動ライ	自動ライセ	禁止	技術的措置	ラベリング	計
		センス	ンス				
動物·同製品		1	10	1	1	1	14
植物·同製品		2	10	1			13
調整食料品など	1	1	2	1	3		8
鉱物性生産品	1	1		2			4
化学工業品		7		3		3	13
プラスチック・ゴム			1	1			2
セメントなど		1					1
一般機械		2				4	6
電気機械		2	2	1		11	16
輸送機械	1			2	1		4
雑製品			1	4	5		10
武器·美術品		1					1
計	3	18	26	16	10	19	92

(5) タイの NTM

タイの NTM は、植物・同製品が る(表 7)。植物・同製品では、野菜、 象となっている。目的は統計作成と 果物、ココやし、茶、とうがらし、 とうもろこし、米が衛生植物検疫措 置(技術的措置)の対象となってい る。これらの品目は関税割当の対象 でもあり、クォータを獲得するため のライセンスは商務省から取得せね ばならない。動物・同製品での措置 は検査が多い。油脂は、大豆油、パ ーム油、やし油が、ラベリング、任 意規格などの技術的措置および関税

割当の対象となっている。

繊維・同製品では、衣類の半製品 最も多く、繊維・同製品が続いてい がほぼ全製品が自動ライセンスの対 なっている。輸送機器はでは、中古 自動車の輸入は非自動ライセンスの 取得が必要である。一般機械では、 中古エンジン、フロン使用冷蔵庫が 輸入禁止となっている。光学機器な どでは、カラーコピー機は偽札防止 のためライセンス取得となっており、 医療器械は公衆衛生省の検査が必要 である。玩具も工業標準所の検査と 証明が義務づけられている。カセッ

作権を侵害するために使用すること 税措置に分類されるものである。 が出来る機器とその部品はライセン ス取得の対象となっている。

任意規格、ラベリングなど) が最も多 く、ライセンスがそれに次いでいる。 延が指摘されている。

トテープ、ビデオテープ、CD の著 関税割当(TRQ)も多いがTRQ は関

日機輸資料によると、アンチ・ダ ンピング課税の濫用(ステンレス鋼 措置別には、技術的措置(強制規格、 板)、輸入禁止(ポータブル・ゲーム・ プレーヤー)、通関手続きの煩雑・遅

表フ タイの NTM

	関税割当	非自動ライセ	自動ライセン	禁止	技術的措置	計
		ンス	ス			
動物·同製品	2				13	15
植物・同製品	21				27	48
油脂	4				10	14
調整食料品など	5	1			8	14
鉱物性生産品		1	8			9
化学工業品		1			8	9
プラスチック・ゴム		1		3		4
繊維•同製品		2	27			29
セメントなど		1				1
貴石・貴金属など		1				1
卑金属•同製品				2		2
一般機械		3	1	4		8
電気機械		2				2
輸送機械		8		1	1	10
光学機器			2		2	4
雑製品				3	3	6
武器·美術品		2		1		3
その他		2				2
計	32	25	38	14	72	181

(6)ブルネイの NTM

が多い (表 8)。

動物・同製品では、生きた豚が輸 入禁止であり、ほかの生きた動物、 肉、魚、甲殻類、軟体動物などが輸 植物・同製品では、生きた植物、野ンス、割当が導入されている。 菜、果物、穀物、コーヒー・茶・香電気機械では、電話器、記録用の

辛料が強制規格、輸入許可などが義 ブルネイの NTM は、動物・同製 務付けられている。化学品では、全 品、植物・同製品、化学品に NTM ての無機化学品、有機化学品がライ センスの対象となっている。放射性 物質は輸入割当が導入されている。 医療用品は全て強制規格の対象であ る。肥料、染料など、化粧品、せっ 入ライセンスの対象となっている。 けん、膠着剤、火薬類などはライセ

表8 ブルネイの NTM

	非自動ライ	自動ライセ	輸入割当	禁止	全面禁止	技術的措置	計
	センス	ンス					
動物·同製品	32			1		31	64
植物·同製品	30		4	1		100	135
油脂						11	11
調整食料品など	9		12	9			30
鉱物性生産品	1		1	1			3
化学工業品	102	197	14	8		12	333
木材·木製品	21	21	21				63
紙・パルプ	12			11			23
繊維·同製品	1						1
卑金属•同製品				1			1
一般機械			85				85
電気機械	6	282	6				294
輸送機械	6	16				6	28
雑製品		1		4			5
武器·美術品	7	7		7			21
その他	4		1	5			10
計	231	524	144	48		160	1107

媒体、送信機器、受信機器などがラ イセンスの対象である。輸送機械で は、中古自動車と二輪車が輸入ライ センス、バス、乗用車、商用車が強 カンボジアの NTM データベース 制規格と輸入ライセンスの対象とな っている。

全ての薬品と毒物は輸入ライセン スが必要である。貨幣をデザインし た繊維製品、国王の軍旗、紋章、紋 章付き陣中着などは輸入禁止である 技術的措置(強制規格など)、禁止が

続いている。

(7)カンボジアの NTM

は、HS2桁と4桁が混在している。 品目別には化学品が最も多く、医療 用品のうち臓器、血、医薬品、包帯 など、止血剤など医療用品および肥 料と殺虫剤が非自動ライセンスの対 象である(表9)。輸送機械では航空 措置では、ライセンスが最も多く、機、貴石・貴金属では金、銀、硬貨 が非自動ライセンスを課されている。

表 9 カンボジアの NTM

	非自動ライセンス	禁止	ŧ.	支術的措置	計
動物•同製品	3			3	6
化学品	13		1		14
貴石・貴金属など	3				3
輸送機械	3				3
武器·美術品	2				2
その他			1		1
計	24		2	3	29

(8) ラオスの NTM

硫化鉄鉱•石綿、種、動物、木材、 林業製品) あり、全て技術的措置(強 制規格)である(表 10)。輸入品の NTM も全て技術的措置(強制規格) である。品目別に見ると、化学品が 最も多く、動物・同製品、鉱物性生 機械では、自動車、二輪車が対象と 産品などが続いている。動物・同製 なっている。

品では繁殖用の生きた動物、肉、魚、 ラオス政府の通告では、NTM 数は ミルク、乳製品、卵が強制規格を課 199 品目 (HS4 桁) となっている。 されている。化学品では、無機化学 ほかに輸出のNTMが6品目(貴石、 品と有機化学品、医療用品、肥料の ほぼ全ての品目(HS4 桁)が強制規 格の対象である。卑金属・同製品で は、鉄・非合金鋼の棒、形鋼、線、 ステンレス鋼製品、その他の合金鋼 製品が強制規格の対象である。輸送

表 10 ラオスの NTM

	11.71-71.114 m
	技術的措置
動物·同製品	25
植物•同製品	2
調整食料品など	20
鉱物性生産品	25
化学工業品	82
紙・パルプ	2
貴石・貴金属など	3
卑金属•同製品	17
電気機械	1
輸送機械	12
光学機器	1
雑製品	1
武器·美術品	4
その他	5
計	200

(9) ミャンマーの NTM

ミャンマーの NTM は、紙・パル プ、化学品が多く、措置別には数量 制限が最も多い (表 11)。健康上の理 由(アルコール飲料、たばこ、菓子 を製造する原料が対象)で輸入制限 されている品目が多く、乳製品、ビ ール、たばこ、たばこ製造用の紙、 由で輸入制限の対象となっている。

価格承認などが指摘されている。

輸入ライセンスの取得、輸出実績に 応じた輸入割当は全品目が対象とな っており、複数為替レートの対象と なる品目もあるため、品目別に NTM 数を合計すると膨大な数になる。

日機輸資料によると上記以外では、 車両の輸入許可の発給停止、優先品 輸入義務、中古品輸入制限(クレー ガラスビン、アルミ容器も同様な理 ン)、輸出規制、バーター取引の際の

表 11 ミャンマーの	DΝ	TM
-------------	----	----

	数量制限	非自動ライ	検査		輸出に応じ	複数為替	計	
		センス			た輸入割当	レート		
動物·同製品	1	-	1					2
油脂	3							3
調整食料品など	3							3
化学工業品	2			2				4
紙・パルプ	5							5
陶磁製品など	1							1
卑金属•同製品	1	-	I					2
一般機械		-	ı					1
その他		-	I		1		1	3
計	16	4	1	2	1		1	24

(10) ベトナムの NTM

ベトナムの特徴は禁止品目が極めて多いことである。品目別では、植物・同製品、化学品、卑金属・同製品、電気機械、輸送機械、紙・パルプ、繊維・同製品などが NTM の多い品目となっている(表 12)。

ビール、ワイン、発酵酒は物品税が課され、たばこは物品税が課されるとともに単一輸入チャネルの対象となっている。植物・同製品では、生きた植物、野菜、果実、ナッツ類、コーヒー、茶などが強制規格の対象である。

輸入禁止が多いのは中古品の輸入禁止が多いためである。機械では、中古品が輸入禁止となっており、輸送機械では中古二輪車、自転車、一般機械では中古の計算機、自動データ処理機、ポンプ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電気機械では中古の計算機、では中古の計算機、では、た湿機器、テレビ、電線、マイクロフォンなど、光学機器、整形外科用機器、レントゲン機械、マッサージ機などが対象となっている。プラスチック家庭用品、皮革製品、木製品も中古品は輸入禁止である。

繊維製品では、絹織物、毛織物、綿織物、合成繊維の短繊維の織物、紡績用繊維のその他の製品(毛布、ベッドリネン、テーブルリネンなど)の中古品は輸入禁止となっている。 履物、帽子、傘も中古品は輸入禁止である。雑品では家具、照明器具、寝具、マットなどが中古品の輸入禁止となっている。

化学品では香水、美容用調整品、 頭髪用調製品、歯磨き、髭剃り用調 製品が強制規格と自動ライセンスを 課されている。書籍、新聞、地図な ど印刷物は自動ライセンスおよび輸 入禁止の対象である。レコード、テ ープなど記録用媒体は単一輸入チャ ネル規制が課されている。建設機械 は自動ライセンスの対象である。自 動車、原動機付きシャーシー、車体 は自動ライセンスを課されている。

措置別には、前述のように禁止が 最も多く、技術的措置(強制規格な ど)、ライセンスがそれに次いでいる。

日機輸資料によると、現地調達率 要求、輸出要求、輸入許可の煩瑣、 通関手続きの煩雑・不透明、原産地 証明運用の恣意性、指定貿易企業制 度などが指摘されている。

表 12 ベトナムの NTM

	関税割当	物品税	自動ライ	輸入割当	禁止	単一輸入	技術的措	計
			センス			チャネル	置	
動物•同製品	1		1		2		1	5
植物・同製品							52	52
調整食料品など	2		i .			2	1	10
鉱物性生産品	1	3	3		4	3		11
化学工業品		1	5	i 1	10	1	23	41
プラスチック・ゴム					5		4	9
皮革製品					5			5
木材・木製品					4			4
紙・パルプ			12	!	9	2	2	25
繊維•同製品					24		1	25
履物など					9			9
石・ガラスなど					6			6
貴石・貴金属など					2		1	3
卑金属·同製品			2	!	10	3	23	38
一般機械		1	15	i	9	3		28
電気機械			6	i	17	1		24
輸送機械		2	2 5	i	17	2		26
光学機器			3	3	10			13
雑製品			1		11		4	16
武器·美術品			3	3	11			14
計	4	12	2 53	1	165	17	112	364

おわりに

ASEAN の地域統合では FTA は完 次の段階として経済共同体を 2015 性は上がっていなかった。 年に実現することに合意し、現在、 を実施している。そのために、サー ビス貿易自由化、投資自由化、熟練 NTM には、国民の健康や公徳、安全

労働者の移動の自由化などを進めて いるが、特に重要なのは NTM の撤 廃である。AFTA では、非関税障壁 成段階に近づいている。地域統合のの一の撤廃も対象となっていたが、実効

その理由として、NTM は国境措置 ASEAN 経済共同体ブループリント だけでなく国内措置を含み、極めて 多種多様であることが指摘できる。

などを守るために必要な措置があり、WTO の規律に従っていれば容認されるものである。規格の相互承認やASEAN 規格の策定などは、対象品目が膨大であり国内調整も必要となるため、多大の時間を要するものと思われる。こうした点については、EC が域内市場白書と単一欧州議定書により非関税障壁を撤廃し、域内市場を実現した経験が参考になると思われる。

ブループリントでは、NTM の撤廃 期限は ASEAN5 は 2010 年、フィリ ピンは 2012 年、CLMV は 2015 年ま でとなっており、その進展状況を注 視する必要がある。

注

1 Bijit Bora, The Quantification and Impact of Non-Tariff Measures (Philippa Dee and Michael Ferrantino (2005) Quantitative Methods for Assessing The Effects of Non-Tariff Measures and Trade Facilitation, World Scientific, Singapore) pp.18-19, 原

資料は、Baldwin R, Non-Tariff Distortion in International Trade, Brookings Institutions, Washington, DC

- 2 Ibid
- 3 http://www.unctad.org
- 4 Rodolfo C. Severino (2007), Southeast Asia In Search of ASEAN Community, ISEAS p.230
- 5 Ibid
- 6 http://www.aseansec.org/10529.htm
- 7 Lorell C. de Dios (2007) Non-tariff Barriers to Trade in the ASEAN Priority Goods, (Denis Hew eds. Brick by Brick, ISEAS, Singapore) pp.88
- 8 Ibid pp.90-91
- 9 Ibid pp.92-95
- 10 Ibid pp.92-93 原資料は、Kee, Hiau Lee, Alessandro Nicita and Marcelo Olarreaga (2006), "Estimating Trade Restrictive Indices" World Bank Policy Research Working Paper 3840
- 11 貿易・投資円滑化ビジネス協議会 (2007) 「各国・地域の貿易・投資上の問題点と 要望」(日本機械輸出組合)